

令和5年12月7日  
県土整備部技術管理課  
043-223-3503

## ICT活用工事における適用工種の拡大について

県土整備部では、建設現場における更なる生産性向上を図るため、令和6年1月から、「ICT基礎工」、「ICT擁壁工」及び「ICT構造物工（橋梁上部）」の工種についても適用を拡大します。

### 1 適用工種

#### (1)「ICT基礎工」

矢板工、既製杭工及び場所打杭工を対象とした、「ICT基礎工」を新たに適用します。

原則として設計数量に関わらず、対象工種がある場合、受発注者間において協議のうえ、「ICT基礎工」を実施致します。なお、基礎工においては、ICT建設機械による施工は該当しません。

#### (2)「ICT擁壁工」

擁壁工を対象とした、「ICT擁壁工」を新たに適用します。

原則として設計数量に関わらず、対象工事がある場合、受発注者間において協議のうえ、「ICT擁壁工」を実施致します。なお、擁壁工においては、ICT建設機械による施工は該当しません。

#### (3)「ICT構造物工（橋梁上部）」

鋼橋上部工及びコンクリート上部工を対象とした、「ICT構造物工（橋梁上部）」を新たに適用します。

原則として設計数量に関わらず、対象工事がある場合、受発注者間において協議のうえ、「ICT構造物工（橋梁上部）」を実施致します。なお、構造物工においては、ICT建設機械による施工は該当しません。

#### 【令和4年度までの適用工種】

「ICT土工」、「ICT土工（1,000m<sup>3</sup>未満）」、「ICT小規模土工」、「ICT河川浚渫」、「ICT舗装工」、「ICT舗装工（修繕工）」、「ICT地盤改良工」、「ICT法面工」、「ICT構造物工（橋脚・橋台）」

### 2 施行年月日

令和6年1月4日から施行する。

### 3 ICT活用工事実施要領及び基準

千葉県ホームページに掲載 (<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/i-construction/index.html>)